横浜市福祉のまちづくり条例施行規則　新旧対照表

（第１条から第７条まで省略）

（表示板）

旧

第８条　条例第32条第１項に規定する規則で定める一般都市施設は、別表第１　１建築物の部に掲げる施設のうち、指定施設以外の一般都市施設にあっては別表第２に、指定施設にあっては別表第５（別表第９に定めるところにより適用される基準に限る。以下この条において同じ。）に定める基準に適合し、かつ、別表第11に定める全ての基準に適合した施設とする。

２　条例第32条第１項の表示板（以下「表示板」という。）は、前項に定める施設を所有し、又は管理する者から請求を受けた場合に交付するものとし、その様式は、第８号様式とする。

３　市長は、次のいずれかに該当するときは、表示板の交付を受けた者から表示板を返還させることができる。

(1)　交付の対象となった一般都市施設が改修等により、指定施設以外の一般都市施設にあっては別表第２に、指定施設にあっては別表第５に定める基準に適合しなくなったとき又は別表第11に定める基準に適合しなくなったとき。

(2)　その他表示板を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

新

第８条　条例第32条第１項に規定する規則で定める一般都市施設は、別表第１　１建築物の部に掲げる施設のうち、別表第11に定める全ての基準に適合した施設とする。

２　条例第32条第１項の表示板（以下「表示板」という。）は、前項に定める施設を所有し、又は管理する者から請求を受けた場合に交付するものとし、その様式は、第８号様式とする。

３　市長は、次のいずれかに該当するときは、表示板の交付を受けた者から表示板を返還させることができる。

(1)　交付の対象となった一般都市施設が改修等により、別表第11に定める基準に適合しなくなったとき。

(2)　その他表示板を返還させることが適当であると市長が認めるとき

（第９条から第13条まで及び別表第１省略）

別表第１の２（第３条の２）　建築物移動等円滑化基準（共同住宅及び条例対象小規模特別特定建築物を除く。）

整備項目

（１の項省略）

２　敷地内の通路

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

ア　段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。

(ア)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。

ａ　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c　握りやすい形状とすること。

d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(イ)　回り段でないこと。

(ウ)　蹴込板を設けること。

イ　勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。

(ア)　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

(イ)　手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

(ウ)　握りやすい形状とすること。

(エ)　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(2)　移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、140センチメートル以上とすること。

イ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。

a　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。６の項、別表第１の４の２の項(２)エ（ア）a及び６の項において同じ。）が、75センチメートル以上

b　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

c　踏面の寸法が、26センチメートル以上

(イ)　勾配は、12分の1を超えないこと。

(ウ)　(1)イに定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の１以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。

(エ)　両側に、側壁又は高さ５センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

ウ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

エ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

(3)　令第18条第１第１号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第18条第１項第１号における「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

ア　段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。

(ア)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　握りやすい形状とすること。

c　手すりの端部には、傾斜部分から滑らかに延長した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d　段がある部分の手すりは直線の形状のものとすること。ただし、建築物の構造上その他やむを得ない場合を除く。

e　手すりの傾斜部分の踏面の先端の位置の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

　　(イ)　回り段でないこと。

(ウ)　蹴込板を設けること。

イ　勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。

(ア)　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

(イ)　手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

(ウ)　握りやすい形状とすること。

(エ)　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(2)　移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ　幅は、140センチメートル以上とすること。

ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。

a　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。６の項、別表第１の４の２の項(２)エ（ア）a及び６の項において同じ。）が、75センチメートル以上

b　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

c　踏面の寸法が、26センチメートル以上

(イ)　勾配は、12分の1を超えないこと。

(ウ)　(1)イに定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。

(エ)　両側に、側壁又は高さ５センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

エ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

オ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

(3)　令第18条第１項第１号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第18条第１項第１号における「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。

整備項目

３　駐車場

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を1以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の１以上）設けなければならない。

(2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア　奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における２台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

イ　水平な場所に設けること。

ウ　障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を１以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上）設けなければならない。

 (2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア　自走式駐車場を設ける場合は、次に掲げるものとすること。

(ア)　奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における２台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

(イ)　水平な場所に設けること。

(ウ)　障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。

イ　機械式駐車場を設ける場合は、次に掲げるものとすること。

1. 乗降スペースは水平な場所に設けること。
2. 車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。

（４の項省略）

整備項目

５　廊下等

旧

移動など円滑化経路を構成する廊下などは、次に掲げるものでなければならない。

(1)　幅は、140センチメートル以上とすること。

(2)　傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。７の項、別表第１の４の５の項及び７の項並びに別表第５の５の項及び７の項において同じ。）の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

(3)　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

(4)　次に掲げる特別特定建築物で、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この表において同じ。）の合計が5,000平方メートル以上のものにあっては、授乳ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

ア　病院又は診療所

イ　劇場、観覧場、映画館又は演芸場

ウ　集会場又は公会堂

エ　展示場

オ　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

カ　ホテル又は旅館

キ　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

ク　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）

ケ　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場

コ　博物館、美術館又は図書館

サ　公衆浴場

シ　飲食店

ス　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

セ　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

(5)　(4)の特別特定建築物にあっては、おむつ交換ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

新

移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

(1)　車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

(2)　幅は、140センチメートル以上とすること。

(3)　傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。７の項、別表第１の４の５の項及び７の項並びに別表第５の５の項及び７の項において同じ。）の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

(4)　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

(5)　次に掲げる特別特定建築物で、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。以下この表において同じ。）の合計が5,000平方メートル以上のものにあっては、授乳ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

ア　病院又は診療所

イ　劇場、観覧場、映画館又は演芸場

ウ　集会場又は公会堂

エ　展示場

オ　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

カ　ホテル又は旅館

キ　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署

ク　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）

ケ　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第４号に規定する営業を行う施設を除く。）

コ　博物館、美術館又は図書館

サ　公衆浴場

シ　飲食店

ス　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

セ　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

(6)　(5)の特別特定建築物にあっては、おむつ交換ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

（６及び７の項省略）

整備項目

８　エレベーターその他の昇降機

旧

移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第２項第６号に規定するものを除く。以下この項、別表第１の３の４の項及び別表第１の４の８の項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

1. 床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあっては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。

(3)　新築をする場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあっては、令第18条第２項第５号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

(4)　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。

(5)　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。

新

移動等円滑化経路を構成するエレベーター（令第18条第２項第６号に規定するものを除く。以下この項、別表第１の３の４の項及び別表第１の４の８の項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

1. 床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
2. ただし、当該エレベーターが建築物内で相互に行き来ができない区画（非常時の行き来を除く）がある場合で、その区画の床面積の合計が5,000平方メートル以下であるエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅を除く。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターにあっては、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるものである場合は、この限りではない。

(3)　エレベーターを新しく設置する場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあっては、令第18条第２項第５号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

(4)　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。

(5)　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。

(6)　籠内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

整備項目

９　便所

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。

ア　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ　出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

エ　洗面器を１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。

オ　男子用小便器を設ける場合には、そのうち１以上は、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設け、当該男子用小便器（乳幼児用小便器を除く。）の前面及び両側に手すりを設けること。

カ　車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。

(ア)　手すりを設けること。

(イ)　戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ)　便器は、腰掛便座とすること。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。

ア　令第14条第１項第１号の規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものであること。

(ア)　車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(イ)　高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

(ウ)　当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。

イ　令第14条第１項第２号の規定により水洗器具を設けた便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示をすること。

(3)　自動車の停留若しくは駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）又は５の項(4)アからセまでに掲げる特別特定建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。

ア　乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房

イ　乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。

ア　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ　出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が直接廊下等に面している場合はこの限りでない。

エ　洗面器を１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。

オ　男子用小便器を設ける場合には、そのうち１以上は、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設け、当該男子用小便器（乳幼児用小便器を除く。）の前面及び両側に手すりを設けること。

カ　車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。

(ア)　手すりを設けること。

(イ)　戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ)　便器は、腰掛便座とすること。ただし、男子用小便器のみを設ける場合はこの限りではない。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(ア)　車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(イ)　高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

(ウ)　当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。

イ　令第14条第１項第２号の規定により水洗器具を設けた便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示をすること。

(3)　自動車の停留若しくは駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）又は５の項(4)アからセまでに掲げる特別特定建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。

ア　乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房

イ　乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房

（10の項省略）

整備項目

11　ホテル又は旅館の客室

旧

車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1)　車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間が確保されていること。

(2)　ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。

新

車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1)　車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間が確保されていること。

(2)　ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。

(3)　令第15条第２項第１号イの規定により設ける車椅子使用者用便房には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

（12の項省略）

別表第１の３（第３条の２）　建築物移動等円滑化基準（共同住宅に限る。）

（１の項省略）

（２の項省略）

（３の項省略）

整備項目

４　エレベーターその他の昇降機

旧

移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

(1)　籠は、住戸がある階に停止すること。

(2)　新築をする場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあっては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

新

移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

(1)　籠は、住戸がある階に停止すること。

(2)　エレベーターを新しく設置する場合には、エレベーター及び乗降ロビーにあっては、令第18条第2項第5号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

(3)　籠内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

別表第１の４（第３条の２）　建築物移動等円滑化基準（条例対象小規模特別特定建築物に限る。）

整備項目

２　敷地内の通路

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。

(ア)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c　握りやすい形状とすること。

d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

1. 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

(ウ)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(エ)　回り段でないこと。

(オ)　蹴込板を設けること。

ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c　握りやすい形状とすること。

d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

1. その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を

容易に識別できるものとすること。

(2)　移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、140センチメートル以上とすること。

イ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ウ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。

a　幅が、75センチメートル以上

b　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

c　踏面の寸法が、26センチメートル以上

(イ)　勾配は、12分の1を超えないこと。

(ウ)　高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の１を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ)　(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の１以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。

(オ)　両側に、側壁又は高さ５センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

オ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

カ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

1. 令第18条第１項第１号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第18条第１項第１号における「道等」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。

(ア)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　握りやすい形状とすること。

c　手すりの端部には、傾斜部分から滑らかに延長した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d　段がある部分の手すりは直線の形状のものとすること。ただし、建築物の構造上その他やむを得ない場合を除く。

e　手すりの傾斜部分の踏面の先端の位置の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

(イ)　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

(ウ)　段鼻の突き出しその他の

つまずきの原因となるもの

を設けない構造とすること。

　　(エ)　回り段でないこと。

(オ)　蹴込板を設けること。

ウ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c　握りやすい形状とすること。

d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(イ)　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

(2)　移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ　幅は、140センチメートル以上とすること。

ウ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

エ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。

a　幅が、75センチメートル以上

b　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

c　踏面の寸法が、26センチメートル以上

(イ)　勾配は、12分の1を超えないこと。

(ウ)　高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ)　(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の１以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。

(オ)　両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

カ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

キ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

(3)　令第18条第１項第１号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第18条第1項第1号における「道等」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。

整備項目

３　駐車場

旧

1. 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を１以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の１以上）設けなければならない。

(2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、350センチメートル以上とすること。

イ　１の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

ウ　奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における２台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

エ　水平な場所に設けること。

オ　障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を１以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の１以上）設けなければならない。

(2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、350センチメートル以上とすること。

イ　1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

ウ　自走式駐車場を設ける場合は、次に掲げるものとすること。

(ア)　奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における２台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

(イ)　水平な場所に設けること。

(ウ)　障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。

エ　機械式駐車場を設ける場合は、次に掲げるものとすること。

1. 乗降スペースは水平な場所に設けること。
2. 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造とすること。

（４の項省略）

５　廊下等

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第11条第2号ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(2)　移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、140センチメートル以上とすること。

イ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ウ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

オ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第11条第２号ただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでな(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

(2)　移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

　ア　車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ　幅は、140センチメートル以上とすること。

ウ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

エ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

カ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

（６の項及び７の項　省略）

整備項目

８　エレベーターその他の昇降機

旧

(1)　移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

ア　籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

イ　籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ　籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。

エ　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

オ　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

カ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ク　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第18条第2項第5号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(ア)　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。

(イ)　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他令第18条第２項第５号リ(2)の規定により国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(ウ)　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ケ　新築をする場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあっては、令第18条第２項第５号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

コ　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。

サ　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。

(2)　移動等円滑化経路を構成する令第18条第２項第６号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造とすること。

新

(1)　移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

ア　籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

イ　籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

ウ　床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該建築物内に相互に行き来ができない区画（非常時の行き来を除く）がある場合で、当該区画のうち床面積の合計が5,000平方メートル以下の区画の中にあるエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅を除く。

エ　籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。

オ　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。

カ　籠内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

キ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ク　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

ケ　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、アからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして令第18条第2項第5号リただし書の規定により国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(ア)　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。

(イ)　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他令第18条第２項第５号リ(2)の規定により国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(ウ)　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

コ　エレベーターを新しく設置する場合において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー以外のものにあっては、令第18条第２項第２号リ(2)及び(3)の規定によるほか、籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。

サ　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。

シ　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。

(2)　移動等円滑化経路を構成する令第18条第２項第６号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造とすること。

９　便所

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。

ア　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ　出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

エ　洗面器を１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。

オ　男子用小便器を設ける場合には、そのうち１以上は、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設け、当該男子用小便器（乳幼児用小便器を除く。）の前面及び両側に手すりを設けること。

カ　車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。

(ア)　手すりを設けること。

(イ)　戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ)　便器は、腰掛便座とすること。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。

ア　便所内に、車椅子使用者用便房を１以上設けること。

イ　アの規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものであること。

(ア)　車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(イ)　高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

(ウ)　当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。

ウ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。

エ　ウの規定により水洗器具を設けた便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示をすること。

新

1. 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。

ア　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ　出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が直接廊下等に面している場合はこの限りではない。

エ　洗面器を１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。

オ　男子用小便器を設ける場合には、そのうち１以上は、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設け、当該男子用小便器（乳幼児用小便器を除く。）の前面及び両側に手すりを設けること。

カ　車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。

(ア)　手すりを設けること。

(イ)　戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ)　便器は、腰掛便座とすること。ただし、男子用小便器のみを設ける場合はこの限りではない。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。

ア　便所内に、車椅子使用者用便房を１以上設けること。

イ　アの規定により設ける車椅子使用者用便房は、次に掲げるものであること。

(ア)　車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(イ)　高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

(ウ)　当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。

ウ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。

エ　ウの規定により水洗器具を設けた便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示をすること。

（10の項から13の項まで省略）

別表第２　省略

別表第３（第４条第１項、第８条第１項）道路に関する一般都市施設整備基準

整備項目

３　視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

旧

(1)　次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない(エに掲げる場所にあっては、連続して敷設しなければならない。)。

ア　歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分

イ　立体横断施設の昇降口に近接した路面

ウ　指定施設(立体横断施設を除く。)の出入口等に面する歩道

エ　不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者が利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る道路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所

オ　その他特に歩道上で視覚障害者を誘導し、又はその注意を喚起することが必要である場所

(2)　視覚障害者誘導用ブロックは、次に掲げるものでなければならない。

ア　大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。

イ　色は、原則として黄色とすること。

ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。

エ　形状は、次のとおりとすること。

(ア)　突起の形状は、視覚障　　害者が認識しやすいものとすること。

(イ)　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。

(ウ)　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。

(3)　信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道には、音響式信号機を設けるよう努めなければならない。

新

(1)　次の場所には、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。以下同じ。）を敷設しなければならない(エに掲げる場所にあっては、連続して敷設しなければならない。)。

ア　歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分

イ　立体横断施設の昇降口に近接した路面

ウ　指定施設(立体横断施設を除く。)の出入口等に面する歩道

エ　不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者が利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る道路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所

オ　その他特に歩道上で視覚障害者を誘導し、又はその注意を喚起することが必要である場所

(2)　視覚障害者誘導用ブロックは、次に掲げるものでなければならない。

ア　大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。

イ　色は、原則として黄色とすること。

ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。

エ　形状は、次のとおりとすること。

(ア)　突起の形状は、視覚障　　害者が認識しやすいものとすること。

(イ)　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。

(ウ)　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。

(3)　信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道には、音響式信号機を設けるよう努めなければならない。

（４の項　省略）

別表第５（第４条第２項、第８条第１項）　建築物に関する指定施設整備基準

整備項目

１　移動等円滑化経路

旧

(1)　次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

ア　建築物に、利用居室を設ける場合　道等から当該利用居室までの経路

イ　建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）、住戸又は住室から当該車椅子使用者用便房までの経路

ウ　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室、住戸又は住室までの経路

エ　建築物に、住戸又は住室を設ける場合　道等から当該住戸又は住室までの経路

オ　５の項(2)カただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合　利用居室から当該授乳ができる場所までの経路

カ　５の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合　利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路

(2)　移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

新

(1)　次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

ア　建築物に、利用居室を設ける場合　道等から当該利用居室までの経路

イ　建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ）を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）又は住室から当該車椅子使用者用便房までの経路

ウ　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室又は住室までの経路

エ　建築物に住室を設ける場合　道等から当該住室までの経路

オ　５の項(2)カただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合　利用居室から当該授乳ができる場所までの経路

カ　５の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合　利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路

1. 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

整備項目

２　敷地内の通路

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

(ア)　段の上端及び下端に近接する部分

(イ)　車路に近接する部分

ウ　段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。

(ア)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c　握りやすい形状とすること。

d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(イ)　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

(ウ)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(エ)　回り段でないこと。

(オ)　蹴込板を設けること。

(カ)　段鼻には、滑り止めを設けること。

エ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c　握りやすい形状とすること。

d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(イ)　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

(2)　移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、140センチメートル以上とすること。

イ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ウ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。

a　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上

b　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

c　踏面の寸法が、26センチメートル以上

(イ)　勾配は、12分の１を超えないこと。

(ウ)　高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ)　(1)エ（ア）に定める構造の手すりを設けること。

(オ)　両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

オ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

カ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

(3)　道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における１の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、１の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

新

1. 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。

(ア)　段の上端及び下端に近接する部分

(イ)　車路に近接する部分

ウ　段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。

(ア)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　握りやすい形状とすること。

c　手すりの端部には、傾斜部分から滑らかに延長した水平部分を路面上に設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d 段がある部分の手すりは直線の形状のものとすること。ただし、建築物の構造上その他やむを得ない場合を除く。

e 手すりの傾斜部分の踏面の先端位置の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

f 手すりの水平部分の高さは、路面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

(イ)　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによ

り段を容易に識別できるものとすること。

(ウ)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(エ)　回り段でないこと。

(オ)　蹴込板を設けること。

(カ)　段鼻には、滑り止めを設けること。

エ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c　握りやすい形状とすること。

d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

1. その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を

容易に識別できるものとすること。

(2)　移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ　幅は、140センチメートル以上とすること。

ウ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

エ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。

a　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上

b　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

c　踏面の寸法が、26センチメートル以上

(イ)　勾配は、12分の１を超えないこと。

(ウ)　高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ)　(1)エ（ア）に定める構造の手すりを設けること。

(オ)　両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

カ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

キ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

(3)　道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における１の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、１の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

整備項目

３　駐車場

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を１以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の１以上）設けなければならない。

(2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、350センチメートル以上とすること。

イ　奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

ウ　1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

エ　水平な場所に設けること。

オ　障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。

(3)車椅子使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車椅子使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車椅子使用者用駐車施設を１以上（機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の１以上）設けなければならない。

(2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、350センチメートル以上とすること。

イ　1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

ウ　自走式駐車場を設ける場合は、次に掲げるものとすること。

(ア)　奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

(イ)　水平な場所に設けること。

　(ウ)　障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。

エ　機械式駐車場を設ける場合は、次に掲げるものとすること。

(ア)　乗降スペースは水平な場所に設けること。

(イ)　車椅子使用者が円滑に利用しやすい構造とすること。

(3)　車椅子使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車椅子使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。

（４の項　省略）

整備項目

５　廊下等

旧

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の１を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分を除く。

(2)　移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、140センチメートル以上とすること。

イ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ウ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

エ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

オ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

カ　授乳ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

キ　おむつ交換ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の１を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分を除く。

(2)　移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　車椅子使用者、つえ使用者

等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ　幅は、140センチメートル以上とすること。

ウ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

エ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

カ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

キ　授乳ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

ク　おむつ交換ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

整備項目

６　階段

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

ア　両側に、２の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。

イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ウ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

エ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

オ　段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。

カ　回り階段でないこと。

キ　蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。

ク　踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。

ケ　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

コ　蹴込板を設けること。

サ　段鼻には、滑り止めを設けること。

(2)　(1)カの規定は、８の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。

(3)　(2)の規定にかかわらず、(1)カの規定は、８の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。

(4)　(1)キからサまでの規定は、８の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち１以上が適合すれば足りることとする。

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

ア　両側に、２の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。

イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ウ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

エ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

オ　段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。

カ　回り階段でないこと。

キ　蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。

ク　踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。

ケ　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

コ　蹴込板を設けること。

サ　段鼻には、滑り止めを設けること。

(2)　階段の上下移動に係る経路を、８の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーの設置により確保する場合、当該階段にあっては、（1）カの規定は、が設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。

(3)　 (2)の規定にかかわらず、階段の上下移動に係る経路を、８の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーの設置により確保する場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、当該階段にあっては、（1）カの規定は適用しない。

(4)　 階段の上下移動に係る経路を、８の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーの設置により確保する場合、当該階段にあっては、（1）キからサまでの規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。

整備項目

７　傾斜路

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。

ア　勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路

は、２の項(1)エ（ア）に定める構造の手すりを設けること。

イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ウ　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

エ　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の１を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。

(2)　移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。

(ア)　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

(イ)　踏面の寸法が、26センチメートル以上

(ウ)　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上

イ　勾配は、12分の１を超えないこと。

ウ　高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ　２の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。

オ　両側に、側壁又は高さ５センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。

ア　勾配が12分の１を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある傾斜路には、２の項(1)エ（ア）に定める構造の手すりを設けること。

イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ウ　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

エ　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の１を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。

(2)　移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。

(ア)　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

(イ)　踏面の寸法が、26センチメートル以上

(ウ)　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上

イ　勾配は、12分の１を超えないこと。

ウ　高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ　２の項(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。

オ　両側に、側壁又は高さ５センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

整備項目

８　エレベーターその他の昇降機

旧

(1)　移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

ア　籠は、利用居室、住戸、住室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

イ　籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。

ウ　籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。

エ　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。

オ　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

カ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

キ　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

ク　床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。

(ア)　籠の幅は、140センチメートル以上とすること。

(イ)　籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

ケ　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。

コ　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(ア)　点字

(イ)　文字等の浮き彫り

(ウ)　音による案内

(エ)　その他これらに類するもの

サ　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

シ　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。

ス　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。

(2)　移動等円滑化経路を構成する令第18条第２項第６号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。

新

(1)　移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

ア　籠は、利用居室、住戸、住室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

イ　籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、（1）ウに掲げるものを除く。

ウ　床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該建築物に相互に行き来ができない区画（非常時の行き来を除く）がある場合で、当該区画のうち床面積の合計が、5,000平方メートル以下の区画の中にあるエレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅を除く。

エ　籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。

オ　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。

カ　籠内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

キ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ク　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

ケ　床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。

(ア)　籠の幅は、140センチメートル以上とすること。

(イ)　籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

コ　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。

サ　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(ア)　点字

(イ)　文字等の浮き彫り

(ウ)　音による案内

(エ)　その他これらに類するもの

シ　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ス　籠内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。

セ　籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。

(2)　移動等円滑化経路を構成する令第18条第２項第６号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。

整備項目

９　便所

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。

ア　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ　出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

エ　次に掲げる洗面台を１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。

1. 洗面器（乳幼児用のもの

を除く。）の手前及び両側に手すりを設けること。ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、手前に設けることを要しない。

(イ)　洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。

(ウ)　洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。

オ　男子用小便器を設ける場合には、そのうち１以上は、次に掲げるものであること。

(ア)　床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。

(イ)　前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。

(ウ)　前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。

(エ)　前面に、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。

カ　車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の１別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものであること。

1. 手すりを設けること。

(イ)　戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ)　便器は、腰掛便座とすること。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。

ア　便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(ア)　車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(イ)　次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。

a　腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。

b　L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。

c　L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。

d　可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。

e　L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。

(ウ)　次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。

a　腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。

b　腰掛便座の座面の高さは、車椅子の座面の高さに合わせること。

c　便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。

(エ)　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(オ)　次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。

a　洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。

b　洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車椅子使用者の膝が入るようにすること。

c　洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。

(カ)　紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。

(キ)　非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。

(ク)　戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。

(ケ)　当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。

イ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

(ア)　当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。

(イ)　専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。

(3)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。

ア　乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房

イ　乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。

ア　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ　出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が直接廊下等に面している場合はこの限りではない。

エ　次に掲げる洗面台を１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

(ア)　洗面器（乳幼児用のものを除く。）は両側に手すりを設けること。

(イ)　洗面器（乳幼児用のものを除く。）は荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができるものとすること。ただし、当該洗面器の手前に手すりを設ける場合はこの限りではない。

(ウ)　洗面器の水栓は、高齢者、障害者が円滑に操作できるものとすること。

(エ)　鏡を設けること。

(オ)　鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものを除く。

オ　男子用小便器を設ける場合には、そのうち１以上は、次に掲げるものであること。

1. 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。
2. 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。

(ウ)　前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。

(エ)　前面に、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。

カ　車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものであること。

(ア)　手すりを設けること。ただし、幼児用のものを除く。

(イ)　戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ)　便器は、腰掛便座とすること。ただし、男子用小便器のみを設ける場合はこの限りでない。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。

ア　便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(ア)　車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(イ)　次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。

a　腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。

b　L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。

c　L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。

d　可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。

e　L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。

(ウ)　次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。

a　腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。

b　腰掛便座の座面の高さは、車椅子の座面の高さに合わせること。

c　便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。

1. 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(オ)　次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。

a　洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。

b　洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車椅子使用者の膝が入るようにすること。

c　洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。

(カ)　紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。

(キ)　非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。

(ク)　戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。

(ケ)　当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。

イ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

(ア)　当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。

(イ)　専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。

(3)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。

ア　乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房

イ　乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房

（10の項　省略）

整備項目

11　ホテル又は旅館の客室

旧

(1)　客室のうち客室の総数に100分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車椅子使用者用客室を設けなければならない。

(2)　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

ア　便所は、次に掲げるものであること。

1. 車椅子使用者用便房を設けること。

(イ)　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

a　幅は、80センチメートル以上とすること。

b　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(ウ)　水洗器具を備えた便房を設けること。

イ　浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。

(ア)　車椅子使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

(イ)　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(ウ)　出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。

(エ)　車椅子使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。

(オ)　水栓は、容易に温度調節のできるものとすること。

ウ　車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。

エ　ベッドは、次に掲げるものであること。

(ア)　ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。

(イ)　ベッドは、車椅子のフットサポートが下部に入る高さとすること。

オ　高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。

カ　コンセント、スイッチ等は、床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとすること。

キ　スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。

新

(1)　客室のうち客室の総数に100分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車椅子使用者用客室を設けなければならない。

(2)　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

ア　便所は、次に掲げるものであること。

(ア)　9の項（2）ア(イ)から(キ)　までに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。

(イ)　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

a　幅は、80センチメートル以上とすること。

b　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(ウ)　水洗器具を備えた便房を設けること。

イ　浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。

(ア)　車椅子使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

(イ)　車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(ウ)　出入口は、ア(イ)に掲げるものであること。

(エ)　車椅子使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。

(オ)　水栓は、容易に温度調節のできるものとすること。

ウ　車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。

エ　ベッドは、次に掲げるものであること。

(ア)　ベッドの高さは、車椅子の座面の高さと同程度とすること。

(イ)　ベッドは、車椅子のフットサポートが下部に入る高さとすること。

オ　高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。

カ　コンセント、スイッチ等は、床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとすること。

キ　スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。

整備項目

12　客席及び舞台

旧

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

ア　車椅子使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に２以上設けること。

イ　出入口から車椅子使用者用の客席に至る経路には、段を設けないこと。ただし、５の項(2)エ又は７の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。

ウ　車椅子使用者用の客席は、１席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保しなければならない。

新

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席又は舞台を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

(1)　車椅子使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に２以上設けること。

(2)　次に掲げる経路を確保すること。

ア　出入口から車椅子使用者用の客席に至る経路

イ　車椅子使用者用の客席及び袖口から、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台に上がることができる経路。

(3)　（2）に掲げる経路の１以上は次に掲げるものであること。

ア　車椅子使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。

イ　段又は勾配が12分の１を超える傾斜路を設けないこと。

ウ　傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を用意に識別できるものとすること。

(4)　（1）に掲げる車椅子使用者用の客席は、１席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。

（13の項及び14の項　省略）

整備項目

15　案内設備までの経路

旧

歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち１以上は、次に掲げるものでなければならない。

1. 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
2. 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。

新

歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち１以上は、次に掲げるものでなければならない。

(1)　当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。

(2)　当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。

整備項目

16　情報伝達設備（視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）

旧

1. 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。

ア　大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。

イ　色は、原則として黄色とすること。

ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。

エ　形状は、次のとおりとすること。

(ア)　突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。

(イ)　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。

(ウ)　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。

(2)　階段、段及び傾斜路の手すりの始終端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。

(3)　エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。

(4)　視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。

新

(1)　視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。

ア　大きさは、縦横それぞれ30センチメートル以上とすること。

イ　周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は、原則として黄色とすること。

ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。

エ　形状は、次のとおりとすること。

(ア)　突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。

(イ)　移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。

(ウ)　視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。

(2)　階段、段及び傾斜路の手すりの始終端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。

(3)　エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。

(4)　視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。

整備項目

17　情報伝達設備（聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備）

旧

(1)　別表第１　１建築物の部４の項及び15の項に掲げる施設その他これらに類する施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等の１以上には、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を１台以上備えなければならない。

(3)　用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。

新

(1)　別表第１　１建築物の部４の項及び15の項に掲げる施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合には、そのうち１以上は、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を１台以上備えなければならない。

(3)　用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。

（18の項及び19の項　省略）

別表９　備考16

旧

別表第１　１建築物の部30の項から32の項まで、35の項及び37の項に掲げる施設に係る別表第５の８の項に規定する整備基準は、階数が４以上（専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。）の施設に限り適用する。この場合において、別表第１　１建築物の部30の項から32の項まで及び35の項に掲げる施設については、別表第５の８の項（1）ウ及びクに規定する整備基準は、車椅子利用が可能なエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。

新

別表第１　１建築物の部30の項から32の項まで、35の項及び37の項に掲げる施設に係る別表第５の８の項に規定する整備基準は、階数が４以上（専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。）の施設に限り適用する。この場合において、別表第１　１建築物の部34の項に掲げる施設に係る別表第５の８の項(1)ケに規定する整備基準は、エレベーターのかごの幅が105センチメートル以上かつ、後方を確認できる鏡を設置した場合に限り、適用しない。

別表９　備考17

旧

別表第１　１建築物の部34の項に掲げる施設に係る別表第５の８の項（1）クに規定する整備基準は、車椅子使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。

新

別表９　備考17

別表第１　１建築物の部34の項に掲げる施設に係る別表第５の８の項（1）ケに規定する整備基準は、貫通型で車いす使用者の利用に支障が無い場合に限り適用しない。

新

別表９　備考25

１建築の部23の項に掲げる施設に係る別表５の５の項（2）カ及びキ並びに９の項（3）に規定する整備基準は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第４号に規定する営業を行う施設には適用しない。

別表第10　省略

別表第11（第８条第１項）

整備項目　表示板交付基準

新

１　移動円滑化経路

　((1)　次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。

ア　建築物に、利用居室を設ける場合　道等から当該利用居室までの経路

イ　建築物又はその敷地に不特定かつ多数の者が利用し又は主として高齢者、障害者等が利用する便所及び車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ）を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウ及びエにおいて同じ。）、住戸又は住室から当該車椅子使用者用便房までの経路

ウ　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室又は住室までの経路

エ　建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する、10の項に定める構造の浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合　利用居室、住戸又は住室から当該浴室、シャワー室又は更衣室のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）までの経路

オ　建築物に、住戸又は住室を設ける場合　道等から当該住戸又は住室までの経路

カ　５の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合　利用居室から当該授乳ができる場所までの経路

キ　５の項(2)クただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合　利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路

(2)　移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

整備項目

１　敷地内の通路

旧

(1)　 道等から主要な出入口に至る敷地内の通路のうち１以上は、次に定める構造とすること

ア　幅は、180センチメートル以上とすること。

イ　段を設けないこと。ただし、段を別表第５の６の項に定める構造に準じたものとし、同表の７の項に定める構造の傾斜路又(2)はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。

ウ　別表第５の２の項(1)ア及び(2)カに定める構造とすること。

(2) (1)に定める構造の敷地内の通路以外の敷地内の通路に段が生じる場合は、別表第５の６の項に定める構造に準じたものとすること。

新

２　敷地内の通路

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者などが利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。

(ア)　段の上端及び下端に近接する部分

(イ)　車路に近接する部分

ウ　段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。

(ア)　両側に、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　握りやすい形状とすること。

c　手すりの端部には、傾斜部分から滑らかに延長した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

d 段がある部分の手すりは直線の形状のものとすること。ただし、建築物の構造上その他やむを得ない場合を除く。

e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

f 手すりの水平部分の高さは、路面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

(イ)　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

(ウ)　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(エ)　段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、資視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く

(オ)　回り段でないこと

(カ)　蹴上げの寸法は、18センチメートル以下とすること。

(キ)　踏面の寸法は、26センチメートル以下とすること。

(ク)　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ 10センチメートルを限

度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。

(ケ)　　蹴込板を設けること。

(コ)　段鼻には、滑り止めを設けること。

エ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

1. 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。

a　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。

b　手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。

c　握りやすい形状とすること。

d　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。

(イ)　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

(2)　移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

　ア　道等から主要な出入り口に至る通路とすること。

イ　車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。

ウ　幅は、180センチメートル以上とすること。

エ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

オ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

カ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

(ア)　幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。

a　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上

b　蹴上げの寸法が、18センチメートル以下

c　踏面の寸法が、26センチメートル以上

(イ)　勾配は、12分の１を超えないこと。

(ウ)　高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の１を超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

(エ)　２(1)エ(ア)に定める構造の手すりを設けること。

(オ)　両側に、側壁又は高さ５センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。

キ　傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。

ク　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

(3)　道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における１の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、１の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

整備項目

旧

２　駐車場

車椅子使用者用駐車施設を１以上（総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の１以上）有する駐車場を設け、別表第５の３の項(2)及び(3)並びに13の項(3)に定める構造とすること。

新

３　駐車場

(1)　敷地内に車椅子使用者用駐車施設を機械式駐車場以外で１以上（総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の１以上）設けなければならない。

(2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

ア　幅は、350センチメートル以上とすること。

イ　１の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

ウ　自走式駐車場を設ける場合は、次に掲げるものとすること。

(ア)　奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における２台目からの車椅子使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。

(イ)　水平な場所に設けること。

　(ウ)　障害者のための国際シン

ボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。

(2)　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

(3)　車椅子使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車椅子使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。

整備項目

旧

３　出入口

(1)　直接地上へ通ずる主要な出入口は、次に定める構造とし、１の項(1)に定める構造の敷地内の通路に接続すること。

ア　別表第５の４の項(2)から(4)までに定める構造とすること。

イ　戸の全面が透明な場合には、必要な箇所に色を有するものを用いる等衝突を防止するための措置を講ずること。

1. 利用居室の出入口は、別表第５の４の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。

新

４　出入口

移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。

(1)　幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。

(2)　直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。

(3)　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4)　戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。

(5)　直接地上へ通ずる出入口の戸の全面が透明な場合には、と及びその周囲に衝突を防止するたもの措置を講ずること。

４　廊下等

旧

２の項に定める構造の駐車場へ通ずる出入口、３の項(1)に定める構造の出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所から利用居室に至る廊下等は、別表第５の５の項(1)ア並びに(2)ア及びオに定める構造とすること。

新

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　階段の上端及び下端又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の１を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分を除く。

(2)　移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。

ア　車椅子使用者、つえ使用者

等の通行に支障がない仕上げとすること。

イ　幅は、140センチメートル以上とすること。

ウ　50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

エ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

オ　傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の前後には、長さ150

センチメートル以上の水平部分を確保すること。

カ　排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。

キ　授乳ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

ク　おむつ交換ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。

旧

５　階段

(1)　別表第５の６の項に規定する整備基準を準用する。

(2)　２の項に定める構造の駐車場へ通ずる出入口、３の項(1)に定める構造の出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所から利用居室に至る経路上に階段を設けないこと。ただし、別表第５の７の項(2)に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。

新

６　階段

別表第５の６の項に規定する整備基準を準用する。

旧

６　傾斜路

別表第５の７の項に規定する整備基準を準用する。

新

７　傾斜路

別表第５の７の項に規定する整備基準を準用する。

旧

７　エレベーターその他の昇降機

直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを１以上設け、次に定める構造とすること。

(1)　別表第５の８の項(1)（ウ及びクを除く。）に定める構造とすること。

(2)　籠は、幅140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上（別表第１　１建築物の部30の項から32の項までに掲げる施設にあっては、幅100センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上）とすること。この場合において、同表34の項及び35の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。

新

８　エレベーターその他の昇降機

別表第５の８の項に規定する整備基準を準用する。

旧

８　便所

(1)　別表第５の９の項(2)アに定める構造の車椅子使用者用便房を有する便所を、建築物の区分ごとに１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上。ただし、構造上やむを得ないものについては、この限りでない。）設け、同項(1)アからウまで及び(2)イに定める構造とすること。

(2)　(1)以外の便所については、別表第５の９の項(1)に規定する整備基準を準用する。

新

９　便所

(1)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。

ア　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

イ　便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ　出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、便房が直接廊下に面している場合はこの限りではない。

エ　次に掲げる洗面台を１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

(ア)　洗面器（乳幼児用のものを除く。）は両側に手すりを設けること。

(イ)　洗面器（乳幼児用のものを除く。）は荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができるものとすること。ただし、当該洗面器の手前に手すりを設ける場合はこの限りではない。

(ウ)　洗面器の水栓は、高齢者、障がい者が円滑に操作できるものとすること。

(エ)　鏡を設けること。

(オ)　鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものを除く。

オ　男子用小便器を設ける場合には、そのうち１以上は、次に掲げるものであること。

(ア)　床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。

(イ)　前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。

(ウ)　前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。

(エ)　前面に、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。

カ　車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものであること。

(ア)　手すりを設けること。

(イ)　戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(ウ)　便器は、腰掛便座とすること。ただし、男子用小便器のみを設ける場合はこの限りでない。

(2)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所を設ける階ごとにそのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。

ア　便所内に、次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。

(ア)　車椅子使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。

(イ)　次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。

a　腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。

b　L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。

c　L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。

d　可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。

e　L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。

(ウ)　次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。

a　腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。

b　腰掛便座の座面の高さは、車椅子の座面の高さに合わせること。

c　便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。

(エ)　車椅子使用者が円滑に利

用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(オ)　次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。

a　洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。

b　洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車椅子使用者の膝が入るようにすること。

c　洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。

(カ)　紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。

(キ)　非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。

(ク)　戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。

(ケ)　当該便房の出入口の戸又はその付近に車椅子使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。

イ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。

(ア)　当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。

(イ)　専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。

(3)　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所を設ける階ごとに次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。

ア　乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房

イ　乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房

新

10　浴室、シャワー室又は更衣室

別表第５の10の項に規定する整備基準を準用する。

11　ホテル又は旅館の客室

別表第５の11の項に規定する整備基準を準用する。

12　客席及び舞台

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席又は舞台を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。

（1）車椅子使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、サイトライン（可視線）に配慮し、かつ、出入口から容易に到達できる位置に２以上（客席の総数が200席を超える場合は、当該座席の100分の1以上）設けること。

（2）客席の総数が200席を超える場合で、車椅子使用者用の客席を３以上設けるときには、２か所以上に設けること。

（3）次に掲げる経路を確保すること。

ア　出入口から車椅子使用者用の客席に至る経路

イ　車椅子使用者用の客席及び袖口から、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台に上がることができる経路。

（4）（3）に掲げる経路の１以上は次に掲げるものであること。

ア　車椅子使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。

イ　段又は勾配が12分の1を超える傾斜路を設けないこと。

ウ　傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことによりその存在を用意に識別できるものとすること。

（5）（1）に掲げる車椅子使用者用の客席は、１席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。

新

13　標識

別表第５の13の項に規定する整備基準を準用する。

新

14　案内設備

別表第５の14の項に規定する整備基準を準用する。

新

15　案内設備までの経路

別表第５の15の項に規定する整備基準を準用する。

新

16　視覚情報伝達設備

新

17　聴覚情報伝達設備

別表第５の17の項に規定する整備基準を準用する。

新

18　誘導設備

別表第５の18の項に規定する整備基準を準用する。

新

19　附帯設備

別表第５の19の項に規定する整備基準を準用する。

別表第５の16の項に規定する整備基準を準用する。